

第3回新潟市地域自治委員会 会議録

日時：平成17年10月17日(月)午後7時

会場：新潟市役所本館6階第一委員会室

議事「区自治協議会について」

- (熊倉課長) 資料説明 ～ 4. 区自治協議会の権限等, 5. 市及び市長等の責務
- (田村会長) 地方自治法の規定を繰り返し書くかは判断が必要だが,むしろ条例規定事項に何を盛り込むかが大切。
- (小川委員) 各都市の例を見ても,地域自治の理念の違いにより表現が変わってくる。新潟市が分権型政令市を目指すなら,地方自治法の権限規定の第1項第3号の連携の強化が重要であり,第2項に格上げすべきと思う。
- (田村会長) 技術的な面で1ランク上位に出すことが可能かどうか。事務局の考えはあるか。
- (熊倉課長) 前段で“必要と認めるものについて”となっており,今の強調する意見も踏まえ,技術的にどのような対応ができるか検討したい。
- (真谷委員) 区の区域内に住所を有するものとは個人だけを指すのか。
- (熊倉課長) 地方自治法上は自然人と法人となっている。
- (河田委員) 新潟市が分権型を強く出すため,区自治協議会という言葉を使うのであれば,理念を書くことはできないか。
- (田村会長) 今話しているのは区自治協議会の設置条例の話。書き方として,前文に理念などを入れることでもよいのではないか。
- (河田委員) 理念が通った内容としないと,中身と実態が伴わない世界になる。
- (田村会長) 新潟市のスタイルは分からないが,今,前文を入れるところが多い。言葉だけではダメだが,分権型・自治・協働など理念がしっかり出た方がよいという意見だと思う。
- (塩田委員) 第1回委員会でも,分権型のまちづくりに重点を置いた結果として区自治協議会とする事であった。
- (田村会長) 今までの議論から,法令規定を盛り込む方向がこの委員会の考えということでよい。地方自治法の権限規定の第1項第3号を並列にするかどうかはこれから議論が必要。明確に理念があって権限があるという形がよい。条例規定事項の中で,合併建設計画を盛り込まないのは,市長が認める計画に含まれるということか。
- (熊倉課長) 合併建設計画は10年間の期限があるためである。
- (小川委員) 区がどうなるかよく分からない。大きな区と言うが出張所的な感じもする。区にどこまで権限を下ろすのが大事。新潟市では局につけるような投資的経費予算を横浜市では区に配当しており,地域振興に使えるようにしている。また,区から局に再配当することもできる。予算について提言ができたとしても,今の地域振興費程度なのか,区全体の予算についてなのかで大きく違う。
- (河田委員) 区のイメージ図はあるか。それによってはここでの話が意味のないものになる。
- (石井部長) 現在,内部で検討している。目処として12月議会には説明できるようにしたいと考えている。基本的には,できるだけ区役所が何でもできるようにしたい。身近な予算は区

- 役所で組めるようにしたいと考えている。
- (広橋部長)今の政令市では、区長に局長と同等の財政的な権限を与えている。その中で区特有の予算としては、横浜市では1区あたり8千万円配当し、2千万円はプールして全市的な提案型の事業に充てている。現新潟市では局に予算権限はないため、今後は局と区役所と合わせ、また、特有のものをどうするかがこれからの議論である。
- (小川委員)横浜市の場合は財政再建が前提にある。それぞれの局・区の実績を見た総枠の中で自主的に予算編成をし、一旦、財政当局が調整する。1億円に限ったことではない。
- (塩田委員)先行政令市と違い、大きな面積の中に多くの市町村が重なり合っており、区役所がまちづくりをする分権型ということにしていけないと合併した意味がない。
- (石附委員)旧新潟市に住んでいるものとしては、合併してよかったと言われるようになってほしい。
- (小川委員)そうなるということで合併の話を進めてきた。支所の間は仕方ないが、区になったときは権限を分散した方が効率的だ。
- (田村会長)十日町市の中里では、本庁から返事が返ってこないだけで不安になるとのこと。新市は規模拡大し、スピード感が大事。行政全般の仕事をどうするかにもつながるが、区自治協議会では計画、予算、組織、施設については必須のものと思う。
- (真谷委員)浜松市が教育のことを書いているが、あえて書いた理由は何か。
- (田村会長)浜松では、山の方の過疎が進んだ所で実際に統廃合の話があるのかもしれない。
- (熊倉課長)市長権限から独立した行政組織だからと考えられる。ただし、現状でも住民の意見を聞く手法は取られている。
- (真谷委員)あえて書くと統廃合したいというニュアンスに取られる。入れる必要はない。
- (木戸委員)文言を盛り込むかどうかは新潟市が教育についてどう考えるかによる。ただし、盛り込むかどうかに関わらず、これからは住民に広く意見を聞かなければならない。コミュニティ協議会についても学校区単位となっている。
- (小川委員)豊栄でも5つの部会があるが、4つは支所に対応する課がある。しかし、教育に対応する課がない。
- (広橋部長)浜松に特有の問題があったのではないかと。学校の統廃合は難しい問題だ。複式学級になろうという段階でももめる話だ。
- (田村会長)一度、教育委員会の考えも聞いてみてはどうか。仮に入れる場合もここまでハッキリ書かない方が良さそう。
- (真谷委員)政令市になると教員の人事権はどうなるのか。
- (広橋部長)仙台では県が持っている。仙台市が持つと、宮城県の残りを持つ者がいなくなる。
- (塩田委員)川崎市の市民活動の内容は。
- (田村会長)浜松は努力規定。川崎はまだ案段階である。
- (河田委員)その他市長が必要と認めるものは具体的に想定しているのか。
- (熊倉課長)具体的に想定したわけではないが、突発的なものに対応できるように入れるもの。
- (河田委員)大まかな方が使いやすい。
- (田村会長)他に、明らかにこれが漏れてはいけないというものはないか。
- (熊倉課長)合併建設計画の書き込みについて意見があれば聞きたい。

- (小川委員) 総合計画に含まれるものであり、あえて書く必要はない。
- (真谷委員) 先ほどの教育と一緒に、何かあるのかと不安になる。書かない方がよいのではないか。
- (田村会長) 次に、市長の責務について意見はないか。
- (木戸委員) この文言がないと予算要求しづらくなるのか。そうでなければあえて書く必要はない。
- (熊倉課長) 予算については議会との整理がついていない。予算は議決事項である。
- (長谷川部長) 浜松市は地域協議会の運営予算の話である。意見を聞いて適切な措置をすることについては浜松市も出雲市も法令条文と一緒にだ。
- (小川委員) 表記はいらぬ。与えられた枠の中で工夫してやるものだ。上にどんどん要望していくイメージになる。
- (田村会長) あえて条例に書かなくても、自治法どおりである。
- (小川委員) 自治法改正にあたって、色々議論があったはず。法令どおりにやるのではなく、どう利用するかが大切だ。自治協議会は自分たちで決め、区に与えられた予算の中で工夫し協働していくもの。「必要が認められた場合は措置する」というのは古い形だ。
- (河田委員) 自治協議会の運営とした場合、自治協議会の予算として措置されるのか、区役所の予算として措置されるのか不明だ。分権型を目指すのであれば、本庁が割り当てるような書き方ならない方がよい。ただし、自治協議会が機能するよう、一定の枠組みの中でより良いコミュニティを作ってもらいたいという思いがあるなら、書いても良いだろう。
- (田村会長) 書かないと困るわけではない。
- (石井部長) 浜松は旧市町村単位で協議会を作っている。その辺の影響もあるかもしれない。
- (広橋部長) 浜松は編入された旧市町村以外にも、浜松本体にも協議会を作っている。
- (田村会長) 法人格がないので書けるかどうか分からないが、「区は」と書けるとよいかもしれない。もう少し詰める必要があるが、今のところは書かない方向でよいか。
- (熊倉課長) 資料説明 ～ 6 . 区自治協議会の組織及び運営
- (田村会長) 会議の招集について、会長以外が招集するというのは考えにくい。他の事例に合わせるのが説明しやすいだろう。会議の運営方法の中で、浜松市の3分の2以上の同意を必要とする規則で定める重要事項とは何か。
- (石井部長) 地域自治区の統廃合に関する事項、 地域自治区の区域内の庁舎・当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置または廃止に関する事項である。
- (田村会長) 委員以外の者の出席について、前回これは入れるという話が出ていた。会議の非公開についてはあまり想定し得ないが。
- (木戸委員) 公開でなければ協議会の意味がない。
- (熊倉課長) 浜松では条例施行規則で「議長又は構成員の3人以上の発議により、出席構成員の3分の2以上の多数で議決した時は、秘密会とすることができる」としている。
- (河田委員) 個人情報保護に関わるような議題は無いと思うが。
- (田村会長) 万が一非公開とする必要が生じれば、その時に規則を変えるなどの対応でよいだろう。次の委員会についてどうか。

(小川委員)市民に関わる組織の代表を選ぶには、推薦をしっかりとしなければならない。開かれたものとするため、本当に住民を代表する人になるべき。上越のように選挙までしなくても良いが。

(河田委員)これからの社会を見据えた意見が言える人を選んでほしい。

(石附委員)委員会や分科会というのはコミュニティ協議会とは別と考えてよいか。

(田村会長)委員会は区自治協議会の中にあるものである。中里では協議会の25人は議論するには多すぎると言われている。観光や農林の振興などテーマ別に10人程度という話が出ている。委員会の設置の規定を省く必要はないと個人的に思うが、委員会はなくてもよいという考えがあってもよい。

(真谷委員)前回、委員会の設置を前提として30人をよしとしたはずだ。

(熊倉課長)資料説明 ~ 7 . 連絡調整

(田村会長)副会長は1名と考えてよいか。

(熊倉課長)自治法では「地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故あるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する」となっており、これは1名を想定しているものと考えられる。

(田村会長)連絡調整は必要。1名の出席でよい。調整会議についても個別案件を話すものとしてあってもよい。

(熊倉課長)資料説明 ~ 8 . 庶務

(田村会長)明確にならない部分もあるが、今日で方向が見えた。その他意見はないか。

(塩田委員)地方制度調査会の答申で、助役・収入役の廃止があったと思うが、何か情報はないか。

(田村会長)地方制度調査会の答申は2回に分けられており、今回は1回目の答申である。組織や地方議会について触れていたようだ。副市長制とし、収入役は必置としないという内容だった。ただし、区長の議論とは別である。

(塩田委員)この委員会が戦略本部に中間答申するスケジュールはどうなっているか。

(広橋部長)中間報告ではないが、何回開催したなどの経過報告はしている。

(田村会長)市内部での検討経過も当委員会に返してもらいたい。歩調を合わせて行きたい。

(木戸委員)区長の権限について、単なる事務吏員を充てるということだけでなく局長以上の格付けが必要だ。

(田村会長)区長に政治的な活動は必要ないが、事務的な権限は大幅に持たせるべきと思う。

(熊倉課長)柱立てについて一通り議論が終わった。条文の表現でなく考え方を聞かせてもらったので、今後、内部でまとめたものを形にして示したい。